

新郷校 P T A 規約

[名称]

第1条 本会は新郷校 P T A という。

[目的]

第2条 本会は新郷校下児童・園児の福祉の増進と民主教育の振興をはかるとともに、会員相互の親睦を高める。

[会員]

第3条 本会の会員は、本校児童・園児の保護者と本校・園職員（正会員）並びに本会の目的に賛同するもの（準会員）をもって組織する。

[役員選挙とその任期]

第4条

- (1) 本会に会長1名、副会長2名、書記1名、会計2名を置く。
- (2) 会長、副会長は選考委員会で候補者を選考し、総会で承認する。選考委員は運営委員会で選出する。
- (3) 書記、会計は会長が委嘱する。
- (4) 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。
- (5) 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

[役員の仕事]

第5条

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
- (3) 書記は会議を記録するとともに、委任された事務を行う。
- (4) 会計は本会の経理に関する事務を処理する。

[総会]

第6条

- (1) 年次総会を3月に開き、予算、決算の承認、会則の修正、その他必要事項の審議と役員改選を行う。但し、役員は3月末まで実務に当たる。
- (2) 会員の3割以上の要求のある時は、会長が臨時総会を招集できる。
- (3) 会計年度は3月1日より翌年の2月末までとする。
- (4) 正会員の5分の3（委任状を含む）の出席数をもって総会成立とする。

[委員会]

第7条 本会に次の委員会を置き活動を推進する。各委員は互選により正副委員長を選出する。委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

- (1) 運営委員会
役員、各委員会1～2名の代表でもって構成し、各委員会で立案された事業計画の調整、予算の執行、総会に提出する議案の作成、総会から委任された業務、その他会長が必要と認めた事項の運営に当たる。但し、必要に応じて顧問を招集することができる。
- (2) 特別委員会
特別の事業遂行のために設けられ、目的達成の後解散する。委員は会長が委嘱する。
- (3) 庶務委員会
校下区長をもって組織し、会費の徴収、本会並びに学校に必要な事業の経費の調整をはかる。
- (4) 学級委員会
各学級より男女1名あて委員を選出し、学級 P T A の司会、運営並びに学級間の調整を

はかるとともに、ふれあい学級，両親学級等の企画運営に当たる。

(4) - 1 当該学級のPTA会員が少数の場合は、男女1名の委員は、運営委員会で協議の上、総会の承認を経て、実状に沿うよう別に定めるものとする。

(5) 環境委員会

地区より選出された委員をもって構成し、学校の環境整備並びに充実に関する事項の運営に当たる。

(6) 育成委員会

地区より選出された委員をもって構成し、保健体育活動及び校外における児童・園児の補導に当たる。

(7) 広報委員会

学級より選出された委員をもって構成し、「郷の集い」の編集発刊に当たる。

(8) 交通委員会

総会で選出された会員をもって構成し、新郷校下児童・園児の登下校時の交通安全に努める。

(9) 全体委員会

全委員で構成し、本会運営に関する事項について審議する。

[監査委員会]

第8条

(1) 本会には2名の監査委員を置く。

(2) 監査委員は選考委員会で候補者を選考し、総会で承認する。

(3) 監査委員会は会計の監査を行い、その結果を総会に報告する。

[会費]

第9条

(1) 本会の事業経費は、会費、事業収入、寄付金、簡易保険団体払込制度を利用した簡易保険団体振込割引額等をもって充てる。

(2) 会費は会員を対象とし、総会においてその額を決定する。

(3) 正会員は加入した場合は、設備後援会に加入する。(但し、本人の意志を尊重する。)

[会則の修正]

第10条 会則の修正は原則として年次総会に行う。但し、正会員の出席が5分の3に達しており、その出席数の3分の2の賛同者を要す。

[細則の設置]

第11条 本会の運営に必要な場合は、細則を設けることができる。

【付記】 昭和55年12月23日改正
昭和63年12月22日改正
平成9年3月1日改正
平成17年3月4日改正
平成18年3月10日改正
平成19年2月3日改正
平成20年3月7日改正
平成22年2月6日改正
平成23年3月4日改正